令和5年度予算における地方消費税収(引上げ分)の使い道について

引上げ分に係る地方消費税収については、地方税法第72条の116第2項の規定により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に充てるものとする。」とされております。

また、社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)においても、「消費税収(国・地方、現行分の地方消費税を除く。)については、その使途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保障財源化する。」とされております。

本町としましても、上記趣旨を踏まえ、引上げ分に係る地方消費税収の使途について明確化することとしましたのでお知らせします。 なお、令和5年度予算における引上げ分に係る地方消費税収の使途については以下のとおりです。

【歳入】

地方消費税交付金(社会保障財源分)

137,000 千円

【歳出】

消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費

1,360,895 千円

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源				一般財源
			国県支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税収 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	254,415	189,450	0	0	17,000	47,965
	老人福祉事業	15,365	0	0	1,982	3,000	10,383
	児童福祉事業	680,046	497,402	0	26,605	41,000	115,039
	小計	949,826	686,852	0	28,587	61,000	173,387
保健衛生	予防接種事業	33,769	508	0	22,000	3,000	8,261
	小計	33,769	508	0	22,000	3,000	8,261
社会保険	国民健康保険事業	110,788	49,127	0	0	16,000	45,661
	後期高齢者医療事業	46,779	38,144	0	0	2,000	6,635
	介護保険事業	219,733	10,056	0	0	55,000	154,677
	小計	377,300	97,327	0	0	73,000	206,973
合計		1,360,895	784,687	0	50,587	137,000	388,621

令和5年4月28日 錦町長 森本 完一